

令和2年度

福島県環境審議会全体会議事録

(令和2年12月21日)

## 1 日時

令和2年12月21日(月)

午後 1時30分 開会

午後 2時45分 閉会

## 2 場所

杉妻会館3階 大会議室牡丹

## 3 議事

### (1) 報告事項

令和2年度版福島県環境白書について

### (2) 審議事項

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について(答申案)

## 4 出席委員

安斎康史 伊藤賢之 大堀武 小野広司 河津賢澄 清水晶紀 高橋龍之  
武石稔 中野和典 新妻和雄 二瓶恵美子 細谷寿江 油井妙子 渡邊明  
(以上14名、五十音順)

## 5 欠席委員

石庭寛子 大河原ハルイ 大迫政浩 今野万里子 崎田裕子 武田憲子  
丹野淳 西村順子 橋口恭子(以上9名、五十音順)

## 6 事務局出席職員

高野生活環境部政策監

大山環境共生担当次長

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長

(生活環境総室)

村上生活環境総務課長

橋本生活環境部企画主幹

(環境共生総室)

阿部自然保護課長

小池水・大気環境課長

(環境保全総室)

三浦一般廃棄物課長

高橋産業廃棄物課長

清野中間貯蔵施設等対策室主幹

鈴木除染対策課長

(危機管理部)  
水口原子力安全対策課主幹  
三浦放射線監視室長

## 7 内容

(1) 開会 (事務局：吉津主幹兼副課長)

(2) 議事録署名人

議事に先立ち、渡邊会長から議事録署名人として武石委員と二瓶委員が指名された。

(3) 議事

### ○報告事項

令和2年度版福島県環境白書について

事務局(村上生活環境総務課長)から資料1により、令和2年度版福島県環境白書について報告した。

### ○審議事項

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について(答申案)

河津第2部会長から、答申案のとりまとめに関する第2部会での審議の経過及び答申案の概要について説明があった。

続いて、事務局(高橋産業廃棄物課長)から資料2-1から資料2-3により福島県産業廃棄物税の今後のあり方について(答申案)を説明した。

その後、以下の質疑等が行われた。

#### 【細谷委員】

家庭ごみの中に発泡スチロールが多いと感じています。廃プラスチック類の中に発泡スチロールも含まれるのでしょうか。

#### 【高橋産業廃棄物課長】

廃プラスチック類の分類の中には発泡スチロールも含まれます。ただし、御家庭から出るごみは産業廃棄物にならないため、この税金の対象とはなりません。発泡スチロールも含めて事業者が排出する廃棄物を最終処分する場合は、この税金がかかることとなります。

#### 【細谷委員】

資料1のプラごみ対策は、プラスチック類の対策なのでしょうか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

申し訳ありませんが、資料1のプラスチックごみ対策は、家庭から出るごみの対策です。

**【細谷委員】**

資料1には、プラスチック類と類を入れたほうが良いのでしょうか。

家庭ごみではプラスチックごみが多く、特に、発泡スチロールが多いのです。

**【高橋産業廃棄物課長】**

プラスチックごみの定義がわかりにくいという趣旨だと思いますので、わかりやすくなるように表現を工夫するよう担当課に話をしておきます。

**【渡邊会長】**

プラスチックごみ、廃プラスチックは大きな問題となっていて、重要な観点です。産業廃棄物の中でも、その辺をわかりやすくしておいたほうが良いと思います。

環境白書の中でのプラスチックの表現について、わかりやすい表現のほうが良いので、そこについては、担当課（生活環境総務課）にも話をさせていただきます。

**【大堀委員】**

資料2-1の12ページのアンケート結果ですが、この中の②に、課税による排出抑制や再生利用の促進に効果があるかという質問に対して「ある」と回答した業者は64%です。これについて、第2部会の中で意見が出たのでしょうか。

**【高橋産業廃棄物課長】**

64%という数字がどういう意味をもつのか。多いのか少ないのか、十分であるのかそうではないのかという御質問かと思います。これについては、部会の中で意見は出ませんでした。

けれども、その上のところの①産業廃棄物税の認知度については、御意見をいただいております。排出事業者の78%は低く過ぎるというものです。排出事業者は、最終処分する産業廃棄物に税金がかかることを知っておくべきで、県は産業廃棄物税のPRや広報をもっとやるべきではないかという御意見をいただいております。

**【大堀委員】**

②の回答、やはりこの業者さんの回答です。業者が何を望んでいるのか、もう少し議論して、単なる税の広報ではなくて、我々の事業はこういうことをやっている。事業の内容と、そういうことを何か言いたいのではないかと。そういった議論がなかったのかなと思ったのです。できればそういう議論をやって、ごみの減量化をちゃんと図ることが本来の趣旨、税金を取ることが趣旨ではないと思うので、是非、何か考えてもらいたい。

**【渡邊会長】**

実は税そのものの使い方というのは、今のアンケートに関わっていて、基本的には、税の使い方が実際の産業廃棄物を削減するような事業に使われていないからこそ、アンケート調査の結果が低いのではないかという、そういう議論は、第2部会でもしました。御指摘のとおり、産業廃棄物を減らすため、どういう形で使われているかを伝えていかないと、その税を使う意味が生まれてこないのです、もう少し慎重にアンケート調査の結果を審議する、非常に重要な観点だと思います。

**【高橋委員】**

委員の方々からいろいろ御指摘、御指導もありまして、税の使途の見直しは前進したと感じております。

産業廃棄物の処理業の振興は、産業廃棄物をリサイクルして、減量化して最終処分量を減らしていく、そして適正処理をして資源循環をしていく。これは地球温暖化対策にもつながることもあり、処理技術の向上に向けた人材育成、それから優良な産業廃棄物処理業者の育成という新たな項目が設けられたところです。

他県の事例も参考に、人材を育成できるプログラムにして、また、リサイクルや適正処理が更に向上するように、一緒に知恵を出し合っていければと思っています。

産業資源循環協会としての意見も入っていますが、以上です。

**【渡邊会長】**

その他、御意見がなければ答申案としてお認めいただき、御承認いただくことで決を採りたいのですが、御賛同いただけますでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声あり)

**【渡邊委員】**

それでは、御承認いただきましたので、福島県廃棄物税のあり方について答申することといたします。

答申は、後日私の方からいたしまして、皆様には、事務局からその写しをお送りしますので、御了承願います。

(4) その他

なし

(5) 閉会